

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年9月 6 日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 千 葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（16）

【自由民主党】

目次

第1 調査活動費	3
1 駐車場代について.....	3
(1) 繁華街での駐車	3
(2) 商業施設での駐車.....	3
(3) 町田市旭町での駐車	4
(4) 市外での駐車	4
(5) 長時間、短時間、深夜早朝	4
(6) 病院での駐車	4
(7) 体育館での駐車	5
(8) その他の駐車	5
2 タクシー代	5

(1) 深夜・早朝のタクシー利用	5
(2) 元日等のタクシー利用.....	8
(3) 渡辺議員によるタクシー利用.....	9
(4) 遠方でのタクシー代	11
3 高速代.....	11
4 鉄道代.....	11
(1) 渡辺議員による鉄道代.....	11
(2) その他の鉄道代	12
5 ガソリン代	12
(1) ガソリン代の上限との関係	12
(2) 不自然な給油状況について	13
(3) ポイントカードの提示に関して	14
(4) その他のガソリン代の支出について.....	14
第2 資料費	14
(1) 一般紙の購読について.....	14
(2) 領収書の不添付について	15
(3) その他の資料費の支出について	16
第3 広報費	16
(1) 松岡議員による封筒 1 万枚の購入 (J17-570)	16
(2) その他の広報費の支出について	18
第4 通信運搬費	18
(1) 電話代等の通信費	18
(2) 大量のはがき、切手の購入	18
第5 事務費	23
(1) 営業実態不明の業者からの購入.....	23
(2) 政治活動のための機材の購入.....	24
(3) その他の事務費の支出.....	25

以下では、補助参加人自由民主党（以下「自民党」という）の準備書面（3）

に対する反論を中心に、同党の支出の違法性について主張をおこなう。なお、記述の順序は従前の原告準備書面に従い、調査活動費（駐車場代→タクシー代→高速代→鉄道代→ガソリン代）、資料代、広報費、通信運搬費、事務費の順で述べる。

第 1 調査活動費

1 駐車場代について

(1) 繁華街での駐車

自民党は、「繁華街においては人口や商業施設の多さに比例して政務活動の量も高まる」などと主張している。

しかしながら、原告準備書面（４）８頁以下で述べたように、町田市中心部で「会議」を理由におこなわれた駐車は計１３４回、「打合せ」を理由にしたものは計８８回にのぼる（同準備書面添付の別表Ｊ９）。適当な会議施設がない市内中心部において、これほど頻繁に、政務調査のための会議や打ち合わせを繰り返す、というのは考え難い。

同様に、「現地調査」を理由とする駐車も計７６回に上るが、同じ場所でも頻繁に調査を行う必要が生じるというも考え難い。

これらは、申告された「現地調査」、「会議」、「打合せ」という目的が事実に行っていることを強く推認させている。

(2) 商業施設での駐車

自民党は、商業施設での駐車についても、「駅周辺の商業施設についての調査や政務活動は通常行われる」と主張している。

しかしながら、原告準備書面（４）で述べたように、商業施設やホテルでの駐車が繰り返されており（同準備書面添付の別表Ｊ５）、土日の混雑する時間帯の駐車も多い。わざわざそのような時間帯に政務調査をおこなう、というのは考え難く、私用での駐車が強く疑われる。

ホテル千寿閣での駐車（J14-66）とホテルヴィラでの駐車（J16-217）については、原告準備書面（１３）１７頁で述べたとおりである。いずれも、政務調査のためのものとは認められない。

(3) 町田市旭町での駐車

自民党町田総支部の付近での駐車については、原告準備書面（４）９頁、原告準備書面（１３）２８頁以下、原告準備書面（１４）２頁（別表）のとおりである。党の活動のためのものであり、政務調査・政務活動とは言えない。

(4) 市外での駐車

立川駅付近での駐車については、原告準備書面（１３）２９頁、原告準備書面（１４）２頁（別表）のとおりである。いずれも党の活動のためのものであり、政務調査・政務活動とは言えない。

川崎大師での駐車（J14-97）及び東京ドームでの駐車（J15-147、-148）については、原告準備書面（１３）３４頁以下で述べたとおりである。

(5) 長時間、短時間、深夜早朝

自民党は、長時間の駐車に関して、１回の駐車で複数の活動をおこなう、ということを書いてある。ある出先で複数の者と相談をおこなう、ということが無いとは言いきれないが、３時間以上の駐車は１１５件もの回数に上っており（原告準備書面（４）別表J1）、そうしたケースがこれほどの頻度で生じるとは考え難い。また、政務活動以外のための所要も同時におこなっているとすれば、駐車代の全額を政務活動費として計上する理由にはならない。

ごく短時間の駐車も繰り返されており、申告された「現地調査」、「市民相談」「打合せ」という目的が事実と反していることを推認させている。

深夜と早朝の駐車についても、原告準備書面（４）及び同（１３）で述べたとおりである。

(6) 病院での駐車

自民党は、病院での駐車について「医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である」と主張している。

しかしながら、自民党は、町田市民病院で１８回、南町田病院で３回の駐車を繰り返している（原告準備書面（４）別表J4）。同じ病院で、これほどの回数

の「調査、意見交換」を繰り返す必要が生じる、というのは極めて考えにくい。

原告準備書面（１３）１５頁以下で述べたように、原告は念のため、町田市民病院において議員との会議が行われたか否かを調査したが、そのような事実は存在しないことが確認された（甲４９）。

自民党は、病院での駐車について抽象的に述べるだけであり、各駐車が具体的にいかなる目的でおこなわれたか、について、何らの主張もおこなっていない。

(7) 体育館での駐車

町田市立屋内プールでの駐車について、原告は、駐車日当日にスイミングクラブの大会が開催された事実などを具体的に主張している。これに対し自民党は何らの反論もおこなわない。

体育館での駐車当日に、スポーツ関連の大会などが行われていたことは、原告準備書面（１４）１頁以下（別表１）のとおりである。

(8) その他の駐車

その他、鶴川駅前での頻繁な駐車については、原告準備書面（４）９頁以下で述べたとおりである。

選挙にからむ駐車については、原告準備書面（１４）で述べたとおりである。

２ タクシー代

(1) 深夜・早朝のタクシー利用

ア 深夜・早朝のタクシー利用について

自民党は、深夜・早朝のタクシー利用について、「タクシーでの移動は、市民相談等の手段であって、実際の政務活動はそれよりも遅い時間であるため、活動時間が必ずしも早朝とはいえないほか、公共の交通機関が機能していない時間であるからこそ、その移動は、タクシーに抛らざるを得ない。」などと主張する。

しかしながら、市民相談を深夜や早朝におこなう、というのは社会通念上、極めて難しい。深夜・早朝のタクシー利用のなかには「現地調査」を理由とするものも多いが、深夜におこなう「現地調査」というのもありえない。少なくとも、何度もそのような市民相談や現地調査をおこなう、というのはいない。

自民党の平成26年度のタクシー領収書は全部で131件中あるが、そのうち、降車時間が印字されているもの4件、市外、遠方で利用したもの11件（降車時間は印字されていない）ある。これら15件が本件訴訟の対象となっているが、降車時間が印字されていないタクシー利用の中にも、深夜・早朝のものが多数含まれていると推測される。

降車時間が判明している上記の4件は、06時44分(10/1)、04時29分(10/20)、04時11分(12/11)、06時17分(12/15)にタクシーを降車している。すべて「現地調査」とされているが、午前4～6時までおこなう「現地調査」というのは想定することすら困難である。

しかも、訴訟の対象となっている15件のうち以下の8件は、タクシーを利用した議員名すら明らかにされていない。自民党の調査によっても支出をおこなった議員が明らかにならなかったものであるなら、利用の目的について自民党が何らかの主張をおこなえる立場にはないはずである。調査の結果、支出をおこなった議員名が判明したが、それを明らかにすることすらできないとすれば、そのこと自体、支出の違法性を強く推認させる。

【支出者不明の深夜早朝のタクシー利用】

J14-20	12/11	?	1,600	タクシー代 04時11分発行の領収書 「現地調査」とされている。	・深夜	8-1	113	上 中
J14-21	12/15	?	1,780	タクシー代 6時17分発行の領収書 「現地調査」のためとされている。	・早朝	8-1	114	上 右
J14-22	04/01	?	1,250	タクシー代 青葉（神奈川県都市交通）「現地調査」とされている。	・市外	8-1	69	上 中
J14-26	06/18	?	1,810	タクシー代 西東京 「会議」とされている。	・市外（遠方）	8-1	84	下 中
J14-27	09/03	?	2,350	タクシー代 八王子 「会議」とされている。	・市外（遠方）	8-1	94	上 左

J14-28	09/10	?	1,270	タクシー代 都内 「打ち合わせ」とされている。	・市外（遠方）	8-1	94	中 中
J14-29	11/26	?	730	タクシー代 北区 「打ち合わせ」とされている。	・市外（遠方）	8-1	109	上 右
J14-30	01/05	?	730	タクシー代 大和（神奈川県大和） 「現地調査」とされている。	・市外（遠方）	8-1	118	上 中

平成27、28年度についても状況は同じである（29年度は議員名がほぼすべて明らかにされている。同年度のタクシー利用については後述）。

27年度

訴訟対象12件、うち支出した議員が明らかにされていないもの8件

28年度

訴訟対象23件、うち支出した議員が明らかにされていないもの5件

議員は多方面で仕事をしており、支援者との会合（飲食）など深夜まで仕事することも多いと推測されるが、政務調査費・政務活動費として支出が許されるのは、「会派の行う調査研究活動及び情報収集等のため」にタクシーの利用が必要になった場合だけである。自民党は、本件訴訟において原告から深夜・早朝のタクシー利用について違法性を指摘されたのちも、具体的にどのような政務調査活動のために必要になったのかを全く明らかにしていない。こうした経緯も目的外の使用を強く推認させる。

イ 平成29年度のタクシー利用について

平成29年度のタクシー利用のうち、本件訴訟の対象となっているのは82件であるが、そのうち66件が熊沢議員による利用である。同議員のタクシー利用はすべて「打合せ」を理由とするものである（あまりにも数が多いのでここでは支出表の引用はおこなわない）。

議員であれば「打合せ」をおこなう機会が多いであろう。しかし、政務調査費・政務活動費として支出が許されるのは「会派の行う調査研究活動及び情報収集等のため」にタクシー利用が必要になった場合だけである。「打合せ」という概

念自体は、調査研究活動と情報収集と直接結びつくものではないから、当該「打合せ」が調査研究活動と情報収集のためのものであることについて具体的な主張立証が不可欠である。

調査研究活動と情報収集のための活動において、熊沢議員ばかりが突出する理由も認められない。同議員によるタクシー利用が異常に多いという状況は、同議員のタクシー利用には調査研究活動と情報収集とは結びつかないものが多数、含まれていることを強く推認させる。

いずれにしても、自民党は具体的な「打合せ」の中身について何らの主張立証をおこなっていないのであるから、「打合せ」を理由とするタクシー利用について支出の適法性を認める余地はない。

(2) 元日等のタクシー利用

自民党は、元日等のタクシー利用について、「通常、平日日中に労務に従事している市民相談などは、休日や先方の都合に合わせて行われるのが通常である。また、これが元日であっても同様である」と主張している。

正月三が日のタクシー代が計上されたのは以下の6件である。

【正月三が日のタクシー利用】

J15-32	01/02	?	1,240	タクシー代 東日本タクシー 01時17分 「会議」	・元日の深夜	9-1	169	上左
J16-7	01/01	熊沢	1,270	タクシー代 相模中央交通 「市民相談」	・ありえない元日の市民 相談 (J-8も同様)	10-1	86	上左
J16-8	01/01	熊沢	1,000	タクシー代 相模中央交通 「市民相談」	同上	10-1	86	上中
J16-9	01/02	?	1,330	タクシー代 東日本タクシー 00時02分 「打合せ」	・ありえない元日、深夜 の「打ち合わせ」	10-1	165	中右
J17-53	01/01	熊沢	1,270	タクシー代 相模中央交通(株) 「打合せ」とされている	・元旦のタクシー利用 同日タクシー2件	11-1	115	1-1

J17-54	01/01	熊沢	1,900	タクシー代 相模中央交通㈱ 「打合せ」とされている	同上	11-1	115	1-2
--------	-------	----	-------	------------------------------	----	------	-----	-----

正月の三が日に議員にあつて「市民相談」を行う市民はいない。もしこうしたケースがあるとすれば緊急の場合であるが、毎年のように三が日に「市民相談」をおこなう必要が生じる、というのは極めて考えにくい。「打合せ」や「会議」についても同様である。正月三が日に政務調査に関する会議を予定することは極めて考えにくい。しかも、上記6件のうち2件は深夜の時間帯のタクシー利用である。自民党も、元日等の正月三が日のタクシー利用について、具体的な利用の目的を何ら説明していないし、6件のうち2件は支出者すら不明になっている。ここにも、政務調査費・政務活動費の支出対象であるか否かを会派として何らチェックしておらず、タクシー代の領収書さえあれば漫然と計上を認めている実情があらわれている。

多くの市議会議員が元日から初もうでの市民への挨拶や、氏子への挨拶まわりをしており、大晦日から元日の日中にかけても大忙しである、というのが実情であるが、こうした市民への挨拶は「会派の行う調査研究活動及び情報収集等のため」とは言えない。

いずれにしても、正月三が日のタクシー利用について、合理的関連性を認める余地はない。

(3) 渡辺議員によるタクシー利用

渡辺議員がおこなったとされる、以下のタクシー利用(J17-20,-21)について、自民党は「政務活動ができないほどの怪我ではなかった」などと主張している。

【渡辺議員による名古屋でのタクシー利用】

J17-20	04/23	渡辺	1,330	タクシー代 太陽交通 名 古屋でのタクシー利用 「打合せ」とされている	・遠方	11-1	9	4-48
--------	-------	----	-------	---	-----	------	---	------

J17-21	04/24	渡辺	1,090	タクシー代。千成第一交通 名古屋での利用 「打合 せ」とされている	・遠方	11- 1	10	4- 53
--------	-------	----	-------	---	-----	----------	----	----------

しかしながら、原告準備書面（13）46頁以下で詳しく述べたように、渡辺議員は当時、「肋骨5本7箇所」の骨折をしていた（甲67-1, -2）。甲67-1のブログ（4月15日）には、レントゲン写真が掲載され、医師から「全治6か月以上」との診断を受けたこと、「安静」を指示されたことも記載されている。「かなりの激痛で動くこともできません」という本人の言葉もついている。

同議員は自身のブログ¹を頻繁に更新しているが、4月15日以降の更新は途絶え、次に更新されたのは翌月9日（甲67-2）である。このブログは、「みなさん、ご無沙汰しておりました」というタイトルが付され、「肋骨5本7箇所骨折から、20日間たちました。だいぶ痛みも減り活動出来るようになりました。」と記載されている。

こうした経緯は、同議員が骨折のために少なくとも5月上旬までの間、議員活動を停止していたことを示している。

上記のタクシー利用は、4月23日と24日、名古屋市でのものである。骨折事故からわずか1週間ほどの時期であり、同議員が地方に出張できるはずもなかった時期のものである。もし、同議員が政務活動のために名古屋に出張したのであれば、ブログにその旨を書くはずであるし、その後5月9日までの間、同議員が活動らしき活動をしていなかった、ということも説明がつかない。

しかも、この名古屋でのタクシー利用については他にも不自然な点がある。原告準備書面（13）でも述べたが、鉄道代が計上されている（J17-376～-379）ものの、名古屋までの新幹線代が計上されていないのである。名古屋での宿泊費も計上されていない。政務活動のために名古屋に出張したのであれば、計上しない理由はないはずである。

自民党は、名古屋でおこなわれたとする「打合せ」の中身についても何ら具体的な説明をおこなわない。上述したように渡辺議員のブログにも記載がない。視

¹ <https://ameblo.jp/gentarowatanabe0212>

察実施届や視察報告書が提出された形跡もない。

こうしたなかで、上記タクシー代の支出及び鉄道代の支出（J17-376～-379）政務活動のためのもの、と認める余地はない。

(4) 遠方でのタクシー代

遠方でのタクシー利用については、原告準備書面（4）11頁以下のとおりである。

3 高速代

自民党による高速代の支出については、原告準備書面（4）13頁以下、同（13）49頁以下で述べたとおりである。

佐野藤岡方面への頻繁な出張について、自民党の主張は状況に一致しないし、観光地である伊豆方面への頻繁な出張も政務調査のための視察とは認めがたい態様でおこなわれている。これらの高速代（及びガソリン代）の支出について、会派のおこなう調査研究の必要に基づくものと認める余地はない。

4 鉄道代

(1) 渡辺議員による鉄道代

渡辺議員は自民党三多摩議員連絡協議会に出席するための鉄道代を計上している。J16-46～48については原告準備書面（14）で述べたとおりである。

また、以下の鉄道代の支出も、渡辺議員が自民党三多摩議員連絡協議会に出席するために支出したものである。いずれも、自民党が主催する党所属議員のための研修会であり、党員としての活動のために政務調査費を支出することは許されない。なお、渡辺議員（と松岡議員）は自民党三多摩議員連絡協議会の幹事であった。

J16-40～41（8/25）

平成28年8月25日、渡辺議員は、他の議員らとともに自民党三多摩議員連絡協議会として東京都に予算要望をおこなった。その後、立川に移動し、同協議会の夏季議員研究会に参加し、同党参議院議員である武見敬三氏による講演を聞いた。J16-40は新宿駅から立川駅までの移動の際のもの、J16-

41は立川駅から町田駅までの移動の際のものである。

J16-42～43（11/15）

平成28年11月15日、渡辺議員は、自民党三多摩議員連絡協議会の冬季全議員研修会に参加したが、そのために玉川学園駅から立川駅まで移動したときのものである。

以上の活動は、自民党の党员としておこなう活動であって、その費用を政務調査費として支出することは許されない。

なお、渡辺議員による鉄道代の支出（J17-376～379）については上述したとおりである。

(2) その他の鉄道代

渡辺議員が北千住方面への頻繁に出向いた際の鉄道代の支出、同議員が深夜に帰宅する際の鉄道代の支出については、原告準備書面（13）53頁以下のとおりである。自民党はこれらの支出の目的について、何ら具体的な説明をおこなわない。

5 ガソリン代

(1) ガソリン代の上限との関係

自民党は、ガソリン代の支出について上限が付されていることを理由に、「さらに按分する必要はない」と主張している。また、同じ理由で、個別の違法支出について具体的にどの部分が違法なのかを原告が明らかにする必要がある、とも主張している。

しかしながら、自民党は上限額がどのような根拠に基づき、どのような趣旨で申し合わされたのか、まったく明らかにしない。平成27年度までは、「自家用車の燃料費は1人当たり年額12万円以内とする」（乙33）という限度額であったものが、平成28年度以降は「自家用車の燃料費は、14万4千円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする」（乙34）という限度額に変更になった理由も全く不明である。このように、「12万円」ないし「14万4000円」という定めが何を意味するのかさえ明らかでないにもかかわらず、上限額が存在することが適法な支出の範囲を按分によって決するこ

との妨げになるはずはない。

しかも、自民党によれば、各議員が複数の自動車に給油をおこなっていた、とのことであるから、当該自動車が議員による政務調査・政務活動以外の目的で使用される可能性はなおさら高くなる（家族の利用、後援会活動における利用、政治活動での利用など）。そういう意味でも、計上されたガソリン代のうち、政務調査・政務活動のためのものと言えるのは25%を超えないと解するのが妥当である。

自民党は、個々のガソリン代の支出を上限額の定めと関連させようとしているが、本件訴訟で原告が争っているガソリン代の支出は、いずれも全額が政務調査・政務活動費として計上されたものであるから、上限額の定めとは全く関係しない。

(2) 不自然な給油状況について

自民党は、原告が不自然な給油状況と指摘しているものについて、「根拠が乏しい」「必要のない給油はおこなわない」などと主張するだけで、何ら具体的な反論をおこなおうとしない。

しかしながら、同日に2回給油をおこなう、近接した日に繰り返し給油をおこなう、レギュラーガソリンによる給油とハイオクガソリンによる給油が混在する、などは通常は考えられないことである。これらの事実は、議員以外の者が給油をおこなったこと、その者が当該自動車を使用していることを強く推測させる。

自民党は、複数の車両に給油をしていたことは認めているが、「事務所関係者を含め複数人で移動する」「政務活動において荷物などを利用するために軽トラックなどを使用する必要がある」などと主張している。しかし、たとえ複数人で移動することがあるにしても、一台の自動車には乗り切れないほどの人数で移動するのは限られた場面であるし、政務調査に関連して軽トラックで「荷物を運ぶ」という必要が生じる、というのも通常は考え難い。稀にこうした状況があるにしても、複数の自動車に日常的に給油をおこなう理由にはならない。

そもそも自民党は、具体的に、どの議員が、どのような車両を複数使用していたのかについて、全く明らかにしていないのであり、こうした状況のもとで、複

数の自動車に繰り返し給油をおこなうことが政務調査・政務活動のために必要であったと認めることは困難である。

(3) ポイントカードの提示に関して

自民党は、ポイントカードの提示の有無や異なるカードが提示されていることについて、「ポイントカードを提示するか否かはその時の状況次第であり何ら不自然さを推認させる事情ではない」と主張する。

しかしながら、同じガソリンスタンド(ENEOS)で給油するにもかかわらず、あるときはTポイントカードを提示し、ある時は提示しない、というのは考えにくい。1, 2回であればカードを忘れた、ということもあるかもしれないが、Tポイントカードを所持しているにもかかわらず16回もそれを提示しない、というのは考えられない(原告準備書面(13)63頁の松岡議員の例)。Tポイントカードを2つ所持し、その時々別々のカードを提示する、というのも同様に極めて考えにくい。むしろ、議員以外の者が給油をおこなったことを強く推認させる。

(4) その他のガソリン代の支出について

松岡議員が支出したガソリン代(J14-142)は、本会議の開催中に給油がなされていることは、原告準備書面(13)62頁で指摘したとおりである。

その他、同日給油、近接日の給油、異なる種類のガソリンの給油など、自民党のガソリン代の支出における不自然な状況については、原告準備書面(4)14頁以下、原告準備書面(13)58頁以下のとおりである。

第2 資料費

(1) 一般紙の購読について

自宅での一般紙の購読について、自民党は「市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である(る)」などと主張している。

しかしながら、使途基準で認められているのは、「会派のおこなう調査研究のために必要な資料の購入」である。具体的な調査研究と何らのかかわりもない、「一般教養の取得」はそこには含まれないし、議員の調査研究活動において「最

新の情報を取得しておく（必要）」も認めがたい。一般紙は多くの家庭で購入しており、議員の政務活動がゆえに購読が必要になる類のものでもないし、自宅で購読すれば、当然ながら家族もその新聞を購読するはずである。一般紙の購読は、社会通念上も生活費の一部とされている。

自宅における一般紙の購読について、「議会活動の基礎となる調査研究・政務活動との間の合理的関連性」を肯定する余地はない。

(2) 領収書の不添付について

自民党は、1か月分の領収書しか提出していないことについて、「当時議員の間で（そう）申し合わせていた」と主張している。

しかしながら、領収書の添付は、本件政務調査費条例施行規則10条に定められた事項であり、添付を省略できるのは「領収書を徴することが困難なもの」に限定されている。その場合も、会派代表者の支払証明書の提出が要求されている。こうした提出義務を、議員間の単なる「申し合わせ」によって免除できるはずもないし、そもそも自民党はいつ、いかなる「申し合わせ」がなされたのか、についても何ら主張立証しない。

新聞の購読料の支払いについて、領収書の提出が困難と認める事情は全くないのであるから、領収書の添付がないものについて適法な支出と認めることはできない。

この点については、「2014年財政援助団体等監査について（2015年2月23日）」（以下「監査報告書」という）（甲27）において、明確に違法との指摘を受けている。

すなわち、監査報告書（3頁）では、

「条例第7条第1項は政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）について定めている。そこで各会派の収支報告書を見たところ、資料購入費のうち新聞購入費について、1か月分の領収書の添付をもって複数月分の購入金額を計上している事例が多く、会派で見受けられた。（中略）以上のように、収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収書は全件の添付になっておらず、支出の事実を確認できないものがあった。」

と指摘された。

また、同報告書5頁には、

「公金（政務活動費）は、条例・規則に基づき、組織（会派）に交付されており、組織（会派）の活動に充当されているかどうかを見る必要があります。組織のお金には、規律ある管理が求められると同時に出納の状況を組織内外に説明する責任が生じます。ましてや公金は、外に説明する責任を免れることがありません。そのためには会計帳簿が必要となります。」

との意見も記述された。

政務調査費・政務活動費の支出について領収書を添付することは、議員としての職責を果たすうえで基本中の基本である。領収書の添付は条例において義務付けられており、添付の省略は「領収書を徴することが困難」な場合に限定されている。こうした領収書の添付義務さえ果たしていない支出について、領収書の添付が困難と認める特段の事情が主張立証されていないにもかかわらず、適法とする余地はない。

なお、自民党は、本件訴訟になってから、当時の代金の支払いについて書証（丙C1）を提出したが、提出されたのは領収書ではないし、そもそも領収書を後日に提出することによって支出の違法が治癒されるものではない。もし後日の提出によって違法性が治癒されるのであれば、領収書の提出は住民訴訟等で違法性を指摘された際に行えば足りることになってしまうが、そうした事態は、領収書の提出によって目的外支出を防ごうとする本件条例の趣旨に明らかに反している。

(3) その他の資料費の支出について

原告準備書面（4）18頁及び同（13）69頁で述べたように、佐藤議員による倫理団体の機関誌の購読料の支払い（J15-364）については、明らかに政務調査との合理的関連性が認められないほか、一部について翌年度分の支出が計上されている。

第3 広報費

(1) 松岡議員による封筒1万枚の購入（J17-570）

自民党は、上記の封筒は「市政報告書（議会報告）を送るために使用した封筒

及び封筒への印刷代である」とする。ここに言う「議会報告」は4万5000部を印刷したもの（J15-571）とのことである。

しかしながら、封筒代の支出については、運用指針で要求されている「印刷物等の見本」が添付されていない。

また、議会報告についても、以下のように自民党の主張は明らかに事実と反している。すなわち、領収書綴り（甲11-3）には「平成29年No. 15」と手書きで記入されており、報告書のコピーが添付されている（435～438頁）。コピーなので見づらいが、報告書の1枚目の右上端には「平成29年No. 15」と記載されている。

ところが、この報告書は、

「本年度（丁酉年・ひのととり）もよろしくお願い致します。」

という文章で始まっており、内容も前年度（平成28年度）の9月議会での質問内容などを紹介するものになっている。明らかに、平成29年の年始に配布することを予定して印刷されたものであり、印刷代の支払い日（平成29年4月29日。415頁）と大きくズレている（年始の挨拶を掲載した議会報告書をその年の4月末に印刷する議員はどこにもいない）。

また、自民党は、「この議会報告を郵送」した、とするが、領収書綴りに添付された「後納郵便物等取扱票」（420～422頁）に記載された郵便物の数は、合計4687通²にすぎない。これに、新聞折り込み（416～418頁）の合計1万2500部³、ポスティングの6720部（422頁）を足しても、合計は2万3907部にしかならず、「4万5000部」という印刷部数と大きな開きがある。

以上のように、「平成29年No. 15」の議会報告書を「印刷した」、同報告書を「郵送した」という自民党の説明は、明らかに事実と反しているのである。

なお、松岡議員は、平成29年10月5日にも、「平成29年No. 15」の

² 5/2～5/8 計1,325通（領収書綴り418頁）、5/9～5/13 計719通（420頁）、5/13～5/18 計2,465通（421頁）、5/18～5/23 計108通（422頁）、5/25～9/28 計70通（423～433頁）。合計数（4687通）は、同議員がチラシを三つ折りする作業を外注した際に、6000部を依頼していることとほぼ合致する（419頁）。

³ 5/7 ASA 木曾 2,110、5/7 読売新聞・本田 2,500、5/7 読売センター町田木曾 2,500、5/7 ASA 桜美林 5,390。

議会報告書の印刷代を支出している（４３４頁）（本訴訟の対象ではない）。同年念頭の挨拶を載せた報告書を１０月に再度「印刷した」というのはあり得ない。要するに、印刷物の対象に関する領収書綴りの記載は、まったく信用性に欠けるのである。

以上のとおり、松岡議員による封筒代及び印刷代の支出について、議員活動の基礎との合理的関連性を認める余地はない。

(2) その他の広報費の支出について

平成３０年２月の市議会議員選挙の間際に、大量のチラシが印刷されたことは、すでに原告準備書面（４）１９頁以下、同（１３）７４頁以下で述べたとおりである。選挙運動のためのチラシの印刷であることは、チラシの印刷時期、印刷数、さらに議員のブログ（甲７８）などから明確である。

また、木目田議員が支出した「動画撮影代」（J15-369）は、内容が一切不明である。議員としての活動実績などをアピールするものであると推測されるが、そのような動画の作成は、会派のおこなう政務調査と言えない。

若林議員の２年分のウェブサイト管理料の支出については、原告準備書面（４）２０頁のとおりである。

第４ 通信運搬費

(1) 電話代等の通信費

自民党の主張が一通り終わるのを待って、原告の反論をおこなう。

(2) 大量のはがき、切手の購入

ア 運用指針について

自民党は、大量のはがき、切手の購入について、運用指針において、「用途を明らかにすることは求めている」と主張する。

しかしながら、運用指針は、広報費として郵送代を支出する際に「印刷物等の見本を添付する」ことを求めている。これは、郵送代の用途を明確にする趣旨である。自民党の説明によれば、市政報告などの送付のために切手を用いた、とのことであるが、もしそうであるなら、印刷物等の見本の添付が必要なはずである。

広報費ではなく、通信費に分類したことによって、そうした必要がなくなるはずはない。

そもそも、公的お金を支出するにもかかわらず、「用途を明らかにしなくてよい」などということはあるまい。こうした自民党の主張自体が、社会通念上ありえない非常識なものであって、そうだからこそ、原告が本件住民訴訟を提起しなければならなくなったのである。上述の町田市監査報告書では、「公金は、外に説明する責任を逃れることはありません。」という意見が明記されたが、本件訴訟においても、いまだに「用途を明らかにする必要がない」との主張をおこなっているのは驚きというほかない。

イ 石川議員による切手の購入 (J14-319)

自民党は、以下の支出は、石川議員が「市政報告書を郵送した際に用いたものであり、送付した市政報告書は2014年夏号外の市政報告書」であるという。

J14-319	08/25	石川	16,258	切手購入 80円×203 10円 ×1 12円×4	・用途不明 大量の切手購入	8-4	208 左
---------	-------	----	--------	------------------------------	------------------	-----	----------

しかし、領収書綴りには送付した印刷物が添付されていない。

さらに、同じ日に、広報費として、同額の計上がなされている（本件訴訟の対象にはなっていない）。すなわち、広報費の領収証綴り（甲8-3）には以下の領収書が貼られている（190頁）。

町田木曾西郵便局発行 2014年8月25日 11:35

[別納1] 区内特別基(定)@67 168通11,256、

第一種定型@82 61通5,002 合計 16,258

この領収書にも「自由民主党石川好忠」の名前が記入されており、手書きで「←号外通信」と記入されている。

つまり、同じ金額の領収書が2枚発行されたのであるが、これは、甲8-4（208頁）の領収書が切手の購入分についてのものであるのに対し、甲8-3（190頁）の方は郵送料金に関するものであるためである。後者の領収書には、一

番下の印字欄に

お預り 現金 0円

切手 16、258円

と書かれており、郵送料金を切手で支払ったことがわかる。要するに、購入した切手で郵送料を支払ったため2枚の領収書が発行されたのであり、たとえ領収書が2枚あっても実際に支出をおこなったのは1万6258円にすぎないことは明らかである。自民党は、切手購入費と郵便料金の両方を支出として計上しており、明らかに二重の支出計上にあたる。

ウ 松岡議員による切手の購入 (J15-375, -376)

自民党は、以下の支出は、「市政報告書を料金別納郵便で郵送した際の費用である」とする。

J15-375	01/09	松岡	66,473	日本郵便株式会社	・使途が不明	9-4	454 左
J15-376	02/10	松岡	3,283	日本郵便株式会社	同上	9-4	455 左

しかし、この支出についても、領収書綴りには送付した印刷物が添付されていない。しかも、領収書として添付されたのはゆうちょ銀行のご利用明細票であり、果たして郵送代の支払いなのかどうかさえ確認することができない。領収書綴りにも、このご利用明細票と「市政報告No.12」を結びつけるメモ等は何もない。自民党は、本件訴訟になっても、上記の支払いが「市政報告No.12」の郵送費用であることを示す証拠を一切提出しない。

広報費の支出を見ると、松岡議員が「市政報告No.12」を印刷会社から受け取ったのは、平成27年12月1日であることがわかる（甲9-3, 370頁）。広報費の領収書綴りには「市政報告No.12」が添付されているが、記事の内容は平成27年10月末ころまでの活動内容になっている。こうした市政報告書を翌年1月あるいは2月になって送付する、というのも不自然である。

いずれにしても、上記の支出について、政務調査との合理的関連性を認める余

地はない。

エ 岩瀬議員による切手の購入（J14-323・324、J17-572・573）

① 自民党は、以下の切手の購入は、岩瀬議員の「市政レポート2013年号」を郵送した際に使用したものである、とする。

【使途不明の切手の購入：岩瀬議員・平成26年度】

J14-323	11/25	自民党	2,460	切手購入 82円×10×3枚=30枚	・使途不明 大量の切手購入	8-4	210中
J14-324	01/22	自民党	6,560	切手購入 82円×80枚	・使途不明 大量の切手購入	8-4	210右

しかしながら、切手の領収書には印刷物が添付されていないし、「市政レポート」の送付と関連付けるメモ書き等もまったくない。自民党の説明によれば、平成26年11月25日に購入した切手（J14-323）は、「市政レポート2013年」（甲144）の送付に使用した、とのことであるが、同レポートの裏面を見ると、岩瀬議員の平成24（2012）年度12月議会までの議員活動が列記されている。つまり、上記レポートは平成24年の年末あるいは25年の年初に印刷されたものであり、切手の購入時期と時期が完全に（2年程度）ずれている。

平成27年1月22日の切手の購入（J14-324）についても、レポートの送付を示すメモ書き等は全く存在しないし、レポートの印刷時期と完全にずれていることには変わりはない。郵送料を切手で支払ったことを示す領収書も提出されていない。

以上のとおり、自民党の説明には全く信用性がない。

② 自民党によれば、以下の切手の購入は、岩瀬議員の「市政レポート2017年号」を郵送した際に使用したものである、という。

【使途不明の切手の購入：岩瀬議員・平成29年度】

J17-572	05/10	岩瀬	8,200	切手代 「スヌーピーとおくりもの」82円切手10枚×10セット=100枚	・使途が不明 大量の切手購入	11-3	357 中
J17-573	05/11	岩瀬	8,200	切手代 「マイ旅第2集」82円切手10枚×10セット=100枚 大量の切手購入	・使途が不明 大量の切手購入	11-3	357 右

確かに、上記の切手領収書には「見本は別紙参照（市政レポート 2018 年号）」とのメモ書きがある。しかし、このレポートは、平成30年1月25日に印刷されたものである（甲11の3、356頁）。レポートの内容（裏面）にも、前年12月までの活動報告が記載されている。そのレポートを印刷後、約3カ月もたってから合計200通も郵送した、というのは不自然である。要するに、上記の切手についても、購入時期とレポートの作成時期が全く符合していない。

オ それ以外の切手・ハガキの購入

自民党は、上記以外の切手・ハガキの購入は、「全て市政報告書や会派からのお知らせを郵送した際に使用した」としている。

【支出議員名が不明の大量の切手・ハガキの購入】

J14-320	09/11	通信	?	9,880	はがき購入 往復はがき104円×95	・使途不明 大量のはがき購入	8-4	208 中
J14-321	10/28	通信	?	4,100	切手購入 82円×10×5=50枚	・使途不明 大量の切手購入	8-4	209 中
J14-322	11/16	通信	?	13,520	往復はがき104円×130	・使途不明 大量のはがき購入	8-4	209 右
J15-371	06/08	通信	?	4,160	52円切手×80枚	・使途が不明 大量の切手の購入	9-4	442 左 下

J15-372	07/06	通信	?	30,192	92円切手×175枚、 52円切手×271枚	同上	9-4	443
J15-373	09/17	通信	?	13,260	52円はがき×255枚	・用途が不明 大量のはがきの購入	9-4	446 左
J15-374	11/19	通信	?	18,408	104円往復はがき× 177枚	同上	9-4	450 中

しかし、いずれの支出についても、領収書綴りには送付した印刷物が添付されておらず、送付物を示すメモ書きもない。

そもそも、上記の7件の支出について、自民党は支出をおこなった議員名を特定していないし、「郵送した」とする印刷物も特定していない。特定できなかったと推測されるが、それにもかかわらず、「市政報告書や会派からのお知らせを郵送した」と断言できるはずはない。要するに、自民党の主張には全く信用性がないのである。

また、往復はがきについては、議員の後援会の案内（出席確認）などのために用いられることが多く、会派の活動において往復はがきの発送が必要になる、というのは考えにくい。仮にそうした必要があったのであれば、自民党において具体的に主張すべきである。それなくして、政務調査との合理的関連性を認める余地はない。

第5 事務費

(1) 営業実態不明の業者からの購入

ア ケレス

自民党は、熊沢議員の「ケレス」に対する支払いについて、「市政報告を送る際に使用していた封筒の封筒代、封筒への印刷代である」とする。

しかしながら、文具や事務用品を購入する場合、明細が記載された領収書が発行されるのが通常である。自民党が主張するように、「封筒代」の購入費なのであれば、販売会社が発行した明細書（請求書・納品書・領収書）などが発行されているはずである。支払額は高額であるうえ、熊沢議員が税理士であることを考えれば、そうした書類が必要であることは直ちに理解したはずであるし、それを

保管したはずである。ところが、自民党はこうした書類も一切提出しない。これは、そうした書類が全く存在しないことを強く推認させている。

原告が調査したところ、カ) ケレス すなわち、株式会社ケレスの法人登記(甲 80)には、会社の業務目的として、商業デザインをはじめ、紳士服販売、害虫駆除・清掃業・コンサルティング、ゴルフ用品製造など、異なる18種もの多岐にわたる事業が目的とされている。

原告は、平成28年に同社の住所(町田市森野6丁目58番地3)を直接訪ねたが、同所には一軒家(住戸)が立っており、家の前や周囲には看板などは何も掲げられていなかった。さらに、同社は令和2年4月13日に神奈川県茅ヶ崎市東海岸南2丁目6番9号に本店を移転し、その後さらに、令和4年3月10日にも神奈川県大和市下鶴間2丁目12番27-602号に所在地を変更していたことがわかった。このため、令和4年8月に原告は大和市内の本店所在地を調査したが、同所は居住用マンションの一室であることが判明した(甲145・原告報告書)。

以上のとおり、株式会社ケレスの事業実態は全く不明であり、そもそもそのような事業者が存在するかどうかさえ確認できない。原告準備書面(13)82頁以下で述べたように、封筒代の購入費であったとすると、極めて大量の封筒を買い込んだことになるが、その点でも不自然な支出と言える。

(2) 政治活動のための機材の購入

ア アンパの購入(J16-455)

アンパの購入について、自民党は「屋外や広めの会議室などで会議や市政報告会をするために使用する」としている。

しかしながら、広めの会議室には必ずマイク設備があるし、屋外での市政報告会をする、という実態は少なくとも町田ではない。アンパは、屋外での演説のためのものであり、それ以外の用途はない。佐藤伸一郎議員がJR相原駅や京王相模原線多摩境駅でアンパをつかっての街頭宣伝をしている際に遭遇している。よく目にするのは、選挙時、駅頭や街頭で演説時のみである。こうした政治活動のための支出は政務活動とは言えない。使途基準は、事務費として支出の内容を「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」として、消耗費購

入費などを例示しているが、議員がおこなう街頭宣伝のための備品の購入はここでいう事務費には該当しない。

イ 紙折り機の購入 (J16-454)

熊沢議員による紙折り機の購入 (11万5000円) についても、政治活動・選挙活動のためのものであって、「事務費」、すなわち「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」とは言えない。原告準備書面 (13) 84頁のとおりである。

(3) その他の事務費の支出

領収書に購入品目が明記されていない事務費の支出については、原告準備書面 (13) 81頁以下のとおりである。

以上